

平成19年12月議会 議案の概要

番号	条例名	主な内容
52	武雄市職員の自己啓発等休業に関する条例	<p>□職員の自己啓発等休業に関する条例 [根拠法令] 地方公務員法第26条の5 [H19.8.1施行]</p> <p>自己啓発等休業・・・ 大学等の課程の履修 国際貢献活動 公務の運営に支障がなく、かつ、公務の能力の向上に資すると認める場合 休業期間については、給与は支給しない。 大学等・・・大学、専攻科、大学院など (同等の学位を授与することができる教育施設も含む。) 国際貢献活動・・・独立行政法人国際協力機構が行う開発途上地域 における奉仕活動など</p> <p>休業期間・・・ 大学等課程の履修 2年 (特に必要と認める場合は、3年) 国際貢献活動 3年</p> <p>休業取消事由・・・正当な理由なく大学等を休学をしたり、国際貢献活動 を行っていない場合など</p> <p>職務復帰後の号給調整・・・職務に特に有用な場合は100/100以下、その 他の場合は50/100以下を勤務したものとみ なし号給を調整</p> <p>退職手当の取扱い・・・公務の能率的運用に特に資するものと認められる 場合は1/2の月数を勤務期間に算入</p> <p>☒ 武雄市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例 ☒ 武雄市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の改正 自己啓発等休業期間の給与を支給しないことを規定</p> <p>《施行日 公布の日》</p>
53	武雄市景観条例	<p>□武雄らしい良好な景観づくりに関する条例 [関係法令] 景観法 景観法により条例で定める事項について規定するとともに武雄らしい景 観づくりに関する必要事項を定める。</p> <p>市の責務----景観形成に関する施策の策定・実施 市民等の景観形成の取り組みに配慮しつつ先導的な役割を担う 景観形成に関する意識の啓発、知識の普及</p> <p>市民の責務----自主的、積極的に景観形成に努め、地域相互に協力して 推進</p> <p>事業所の責務----事業活動を通じて景観形成に寄与</p> <p>景観計画で定める事項 【条例第7条】 [景観法第8条] 景観計画の区域 良好な景観の形成に関する方針 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項 その他市長が必要と認める事項 など</p>

景観計画重点区域 【条例第9条】

名称	建築物の高さの基準
武雄温泉通り周辺	20メートル以下
御船山周辺	30メートル以下
黒髪山周辺	10メートル以下
武雄温泉保養村周辺	20メートル以下

建築物及び工作物の外観は、まち並みの景観に調和した色彩及び意匠であることを基準とする。

届出 [景観法第16条]

届出を要する行為

- ・建築物の新築、増築、改築、模様替え、色彩の変更等
- ・工作物の新築、増築、改築、模様替え、色彩の変更等
- ・開発行為
- ・その他条例で定める事項 【条例第10条】
土地の形質の変更等（面積が1,000㎡未満を除く。）
物件の堆積等（高さが5メートル以下で土地の面積が1,000㎡未満のもの、又は60日を超えて継続しないものを除く。）

届出・勧告の適用除外 【条例第11条】

[景観法第16条第7項に規定する条例で定める適用除外行為]

(1) 届出を有する行為以外のもの

届出を有する行為とは、次に掲げる建築物等の新築、外観変更等

高さが10mを超える建築物又は延べ面積が1,000㎡を超える建築物

- ① 高さが6mを超える煙突等
- ② 高さが15mを超える鉄筋コンクリート造の柱等
- ③ 高さが8mを超える高架水槽等
- ④ 高さが5mを超える高架道路等
- ⑤ 幅員が10mを超え、又は延長が20mを超える橋りょう等
外観変更は通常望見できる外観の2分の1以上に限る。

(2) 1,000㎡未満の開発行為

景観法においては、通常の管理や軽易な行為、非常災害のための応急措置などについては適用除外とされる。[景観法第16条第7項]

勧告・公表 【条例第12条】

- ・景観計画に適合しない場合は、勧告及び公表を行う。

特定届出対象行為 【条例第13条】

設計の変更その他の必要な措置を命ずることができる行為。条例で定めるものとされる。 [景観法第17条]

- ・建築物の新築、外観変更等
- ・工作物の新設、外観変更等

武雄市景観審議会

<職務>

- ・届出行為に関し、勧告又は変更命令を行う場合などに意見を述べる
- ・その他景観づくりに関する事項

<人数・任期>

- ・10人以内 2年任期

- ☒ 武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の改正
武雄市景観審議会を特別職として規定

《施行日 平成20年4月1日》

景観計画の策定に関する規定（第7条、第9条第1項）は公布の日から施行

<p>54</p>	<p>武雄市個人情報保護条例の一部を改正する条例</p>	<p>□統計法の全部改正による改正</p> <p>法改正の趣旨 社会経済情勢の変化に伴い、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、統計調査の対象者の秘密を保護しつつ、公的統計の体系的かつ効率的な整備を推進し、調査票情報の多様かつ高度な利用を可能とするため。</p> <p>引用条文の整備【第31条】（他の制度との調整） 第1項第1号 〔現行〕統計法（昭和22年法律第18号）第2条に規定する指定統計を作成するために集められた個人情報 〔改正案〕統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査及び一般統計調査に係る調査票情報並びに事業所母集団データベースに含まれる個人情報 第1項第2号 〔現行〕統計法第8条第1項の規定……（地公体が行う統計調査） 〔改正後〕統計法第24条第1項の規定 第1項第3号……（削除）統計報告調整法の廃止により</p> <p>《施行日 統計法（平成19年法律第53号）の施行の日》</p>
<p>55</p>	<p>武雄市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>□公職選挙法の一部改正に伴う改正〔H19.3.22 施行〕</p> <p>法改正の趣旨 地方公共団体の長の選挙におけるビラの頒布の解禁（第142条）</p> <p>題名を整理し変更 武雄市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 選挙運動用ビラの作成の公費負担に関し必要な事項を規定 ・1枚あたり7円30銭（国政選挙を準用・法施行令） ・法第142条第1項第6号に定める枚数が上限</p> <p>追加条文 【第7条】（選挙運動用ビラの作成の公費負担） 【第8条】（選挙運動用ビラの作成の契約の届出） 【第9条】（選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出） 【第10条】（選挙運動用ビラの公費の限度額）</p> <p>《施行日 公布の日》</p>
<p>56</p>	<p>武雄市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例</p>	<p>□育児休業法の一部改正に伴う改正〔H19.8.1 施行〕</p> <p>法改正の趣旨 少子高齢化対策がもとめられる中、長期間にわたり育児と仕事の両立が可能となるように育児のための短時間勤務制度を導入するもの 育児のための短時間勤務制度の創設 （小学校就学の始期に達するまでの子を養育する常勤職員） 常勤職員の短時間勤務に伴い、その業務のための任期付短時間勤務職員の任用制度の創設</p> <p>改正条例の内容 武雄市職員の育児休業等に関する条例 育児短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員に関する規定の追加</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・勤務形態に関する事項 ・給与等に関する事項 など <p>短時間勤務の勤務形態</p> <p>(1) 4週間ごとの期間につき 8 日以上を週休日 1 週間当たりの勤務時間が 20 時間、24 時間又は 25 時間</p> <p>(2) 4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 1 日以上の割合の日を週休日 1 週間当たりの勤務時間が 20 時間、24 時間又は 25 時間</p> <p>武雄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 育児短時間勤務職員に関する規定の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間、週休日、年次休暇（20 日以内） ・早出遅出勤務制度に関する規定の追加 など <p>武雄市職員の退職手当に関する条例 任期付短時間勤務職員については退職手当条例の対象外とする。</p> <p>武雄市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例 武雄市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 雇用保険法の改正に伴い失業者の退職手当の受給資格要件の改正 育児休業法との制度調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部分休業期間の改正 [現行] 3 歳未満 [改正案] 小学校就学の始期に達するまで <p>任期付短時間勤務職員に関する規定の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・扶養手当、住居手当及び退職手当については適用除外 <p>武雄市職員の給与に関する条例 勤務時間条例の改正に伴い条項ずれを整備</p> <p>《施行日 公布の日》 職務復帰後の号給の調整は平成 19 年 8 月 1 日以後に係る部分について適用する。</p>
57	<p>武雄市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例</p>	<p>□雇用保険法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う改正〔H19.7.6 施行〕</p> <p>武雄市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成 19 年条例第 24 号）第 2 条の施行日</p> <p>[現行] 平成 22 年 4 月 1 日 [改正案] 日本年金機構法（平成 19 年法律第 109 号）の施行日</p> <p>第 2 条の改正内容 失業者の退職手当について支給をできない者の改正 船員保険の失業部門が雇用保険制度と統合されるため [改正前] 雇用保険法又は船員保険法による給付を受ける者 [改正案] 雇用保険法による給付を受ける者</p> <p>《施行日 平成 20 年 4 月 1 日》</p>

58	武雄市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	<p>□国家公務員の給与改定に準じて一般職（医療職を含む。）の給与を改正</p> <p>月例給 [平成19年4月1日から適用] 初任給を中心に若年層に限定して給料月額を改定。中高年層は据置き子に係る扶養手当の額を引き上げ 官民格差の是正</p> <p>期末・勤勉手当 [平成19年12月1日から適用] 期末勤勉手当の引き上げ（年間4.45月 年間4.5月） 民間賞与の支給状況を踏まえ引き上げ</p> <p>《施行日 公布の日》</p>																																			
59	武雄市給湯条例の一部を改正する条例	<p>□給湯料金の改正に伴う改正</p> <table border="1" data-bbox="612 696 1394 913"> <thead> <tr> <th>単価（1t当たり）</th> <th>[現行]</th> <th>[改正案]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>600t以下の使用量</td> <td>310円</td> <td>290円</td> </tr> <tr> <td>600tを超え、1,200t以下の使用量</td> <td>285円</td> <td>265円</td> </tr> <tr> <td>1,200tを超え、1,800t以下の使用量</td> <td>260円</td> <td>240円</td> </tr> <tr> <td>1,800tを超え、2,400t以下の使用量</td> <td>235円</td> <td>215円</td> </tr> <tr> <td>2,400tを超える使用量</td> <td>210円</td> <td>190円</td> </tr> </tbody> </table> <p>《施行日 平成20年4月1日》 平成20年5月分（4月使用分）の料金から適用</p>	単価（1t当たり）	[現行]	[改正案]	600t以下の使用量	310円	290円	600tを超え、1,200t以下の使用量	285円	265円	1,200tを超え、1,800t以下の使用量	260円	240円	1,800tを超え、2,400t以下の使用量	235円	215円	2,400tを超える使用量	210円	190円																	
単価（1t当たり）	[現行]	[改正案]																																			
600t以下の使用量	310円	290円																																			
600tを超え、1,200t以下の使用量	285円	265円																																			
1,200tを超え、1,800t以下の使用量	260円	240円																																			
1,800tを超え、2,400t以下の使用量	235円	215円																																			
2,400tを超える使用量	210円	190円																																			
60	武雄市農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例	<p>□処理区域の追加及び使用料改定に伴う改正</p> <p>処理区域に川内処理区を追加 [別表第1に追加] ・施設の名 川内地区浄化センター ・施設の位置 若木町大字本部16885番地2 ・処理区の名 川内処理区 ・処理区域 若木町大字本部の一部</p> <table border="1" data-bbox="612 1375 1115 1653"> <thead> <tr> <th>使用料の算定方法</th> <th>[現行]</th> <th>[改正案]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>矢筈処理区</td> <td>人員割制</td> <td>従量制</td> </tr> <tr> <td>立野川内処理区</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>三間坂処理区</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>宮野処理区</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>鳥海処理区</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>大野処理区</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>橋下処理区</td> <td>従量制</td> <td>従量制</td> </tr> </tbody> </table> <p>使用料 [別表第2]</p> <table border="1" data-bbox="608 1753 1442 1883"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>汚水量</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">基本料金（1月につき）</td> <td>5m³以下の場合</td> <td>900円</td> </tr> <tr> <td>5m³を超える場合</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>超過料金（1月につき）</td> <td>10m³を超える部分</td> <td>1m³につき150円</td> </tr> </tbody> </table>	使用料の算定方法	[現行]	[改正案]	矢筈処理区	人員割制	従量制	立野川内処理区	〃	〃	三間坂処理区	〃	〃	宮野処理区	〃	〃	鳥海処理区	〃	〃	大野処理区	〃	〃	橋下処理区	従量制	従量制	区分	汚水量	金額	基本料金（1月につき）	5m ³ 以下の場合	900円	5m ³ を超える場合	1,600円	超過料金（1月につき）	10m ³ を超える部分	1m ³ につき150円
使用料の算定方法	[現行]	[改正案]																																			
矢筈処理区	人員割制	従量制																																			
立野川内処理区	〃	〃																																			
三間坂処理区	〃	〃																																			
宮野処理区	〃	〃																																			
鳥海処理区	〃	〃																																			
大野処理区	〃	〃																																			
橋下処理区	従量制	従量制																																			
区分	汚水量	金額																																			
基本料金（1月につき）	5m ³ 以下の場合	900円																																			
	5m ³ を超える場合	1,600円																																			
超過料金（1月につき）	10m ³ を超える部分	1m ³ につき150円																																			

		<p>使用料の特例 橋下処理区における使用料 H20.4(3月使用分)～H21.3(2月使用分)</p> <table border="1" data-bbox="608 219 1442 450"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>汚水量</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">基本料金(1月につき)</td> <td>5 m³以下の場合</td> <td>900円</td> </tr> <tr> <td>5 m³を超え7 m³以下の場合</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>7 m³を超え8 m³以下の場合</td> <td>1,300円</td> </tr> <tr> <td>8 m³を超え9 m³以下の場合</td> <td>1,400円</td> </tr> <tr> <td>9 m³を超える場合</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>超過料金(1月につき)</td> <td>10 m³を超える部分</td> <td>1 m³につき150円</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成20年2月29日において現に排水処理施設を使用している者については規則で定めるところにより減免することができる。</p> <p>使用料の検討 【附則第5項】 施行後5年以内に農業集落排水事業に関する財政状況等を勘案しつつ使用料の額を検討。その結果に基づいて見直しを行う。</p> <p>《施行日 平成20年3月1日(別表第1の改正は公布の日)》 平成20年4月分(3月使用分)の料金から適用</p>	区分	汚水量	金額	基本料金(1月につき)	5 m ³ 以下の場合	900円	5 m ³ を超え7 m ³ 以下の場合	1,200円	7 m ³ を超え8 m ³ 以下の場合	1,300円	8 m ³ を超え9 m ³ 以下の場合	1,400円	9 m ³ を超える場合	1,600円	超過料金(1月につき)	10 m ³ を超える部分	1 m ³ につき150円							
区分	汚水量	金額																								
基本料金(1月につき)	5 m ³ 以下の場合	900円																								
	5 m ³ を超え7 m ³ 以下の場合	1,200円																								
	7 m ³ を超え8 m ³ 以下の場合	1,300円																								
	8 m ³ を超え9 m ³ 以下の場合	1,400円																								
	9 m ³ を超える場合	1,600円																								
超過料金(1月につき)	10 m ³ を超える部分	1 m ³ につき150円																								
61	<p>武雄市水道事業給水条例の一部を改正する条例</p>	<p>□料金の改正に伴う改正 合併前の区域ごとの水道料金について統一料金(月額)</p> <table border="1" data-bbox="587 981 1426 1196"> <thead> <tr> <th>給水装置種別</th> <th>用途別</th> <th colspan="2">基本料金</th> <th>超過料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">専用給水</td> <td>家庭用</td> <td>10kℓ まで</td> <td>1,700円</td> <td rowspan="2">290円/kℓ</td> </tr> <tr> <td>営業用等</td> <td>(5kℓ まで)</td> <td>800円)</td> </tr> <tr> <td>学校用等</td> <td>100kℓ まで</td> <td>25,000円</td> <td>250円/kℓ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">共用給水</td> <td rowspan="2">家庭用</td> <td>10kℓ まで</td> <td>1,700円</td> <td rowspan="2">290円/kℓ</td> </tr> <tr> <td>(5kℓ まで)</td> <td>800円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>《施行日 平成20年4月1日》 平成20年5月分(4月使用分)の料金から適用</p>	給水装置種別	用途別	基本料金		超過料金	専用給水	家庭用	10kℓ まで	1,700円	290円/kℓ	営業用等	(5kℓ まで)	800円)	学校用等	100kℓ まで	25,000円	250円/kℓ	共用給水	家庭用	10kℓ まで	1,700円	290円/kℓ	(5kℓ まで)	800円)
給水装置種別	用途別	基本料金		超過料金																						
専用給水	家庭用	10kℓ まで	1,700円	290円/kℓ																						
	営業用等	(5kℓ まで)	800円)																							
	学校用等	100kℓ まで	25,000円	250円/kℓ																						
共用給水	家庭用	10kℓ まで	1,700円	290円/kℓ																						
		(5kℓ まで)	800円)																							